



## 社会福祉法人 志賀福祉会 後援会

応援団となっていただけの方を募集しています。



### 年会費

普通会員	一口	1,000円
特別会員	一口	3,000円

### 郵便振替口座

00990-0-111436

## 社会福祉法人 志賀福祉会

### 法人概要

- 特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑 (H7～)
  - 近江舞子しょうぶ苑デイサービスセンター
  - 近江舞子しょうぶ苑短期入所生活介護事業所
  - 近江舞子しょうぶ苑居宅介護支援センター
  - 近江舞子しょうぶ苑ホームヘルプサービス
  - 近江舞子しょうぶ苑福祉有償総合事業

- 特別養護老人ホーム 真野しょうぶ苑 (H30～)

### お問い合わせ先

電話: 077-596-2233 (近江舞子しょうぶ苑)

電子メール: syoubu@mx.biwa.ne.jp

fax:077-596-2233



社会福祉法人 志賀福祉会

520-0502

滋賀県大津市南小松 90 番地

近江舞子しょうぶ苑

真野しょうぶ苑



2019.9月

## 社会福祉法人 志賀福祉会

後援会加入のお願い

みんなで作るみんなの福祉  
あなたの善意を世のために

設立時の会報～会長挨拶文より～

平成9年の暮れから平成10年3月にかけて「しょうぶ苑後援会発足」にあたり、378名もの多くの方々、早速入会いただきまして厚く御礼申し上げます。その会員さんをもちまして、3月21日後援会設立総会を開催、本会の会則、予算等をご審議決定いただきました。～中略～



加速度的に少子化、高齢化が進み、一人暮らしのお年寄りが増え、核家族世帯も次第に増加していきます。老後は家族に看取られて安らかに過ごすという本来の伝統的な生活様式も、次第に崩れていこうとしています。人々が豊かな老後を送れることは喜ばしいことですが、高齢者問題を行政だけをお願いすることは不可能であり、～中略～

皆さんからお預かり致しております会費は福祉のための活動資金として活用させていただきます。どうか、会員一人おひとりさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

発起人 松井 俊治



後援会活動内容例

- ・年一回の会報発行



- ・社会福祉法人志賀福祉会に対して、必要物品購入支援

- ・しょうぶ苑が主催する、ボランティア交流会やイベントでのバザーやPR活動

- ・真野しょうぶ苑開設後の各種支援



などを、行っています。今後も、福祉のまちづくりのために、必要な活動を実施していく予定です。

たくさんのみなさま方の応援を、どうぞ宜しくお願い致します。



志賀福祉会後援会 会則 (令和元年6月)

(名称及び事務所)  
 第一条 本会は名称を志賀福祉会後援会と称し、住所は滋賀県大津市南小松90番地に置く。

(目的)  
 第二条 本会は、社会福祉法人志賀福祉会が行なう事業及び同法人が設置経営する近江舞子しょうぶ苑、真野しょうぶ苑の運営等を支援、あわせて地域福祉に関する研鑽、理解を深めることを目的とする。

(事業)  
 第三条 本会はその目的達成のため、次の事業を行なう。  
 第一條 志賀福祉会の事業、及び近江舞子しょうぶ苑、真野しょうぶ苑の運営並びに福祉に関する援助  
 (2) 社会福祉向上に関する研究、啓蒙援助  
 (3) 職員研修・ボランティア等ボランティアの育成援助  
 (4) 福祉の相談・援助等の活動支援  
 (5) その他本会の目的を達成するまでの必要な事業

(会員及び会費)  
 第四条 本会は第二条の目的に賛同する個人または法人及び団体ををもって組織する。

第五条 本会の会員及び会費は次の2種類とする。  
 (1) 普通会員(個人) 会費 一口 1,000円  
 (2) 特別会員(法人または団体) 会費 一口 3,000円

第六条 本会の会員は毎年度会費1口以上納入するものとする。

(役員)  
 第七条 本会は次の役員を置く。  
 会長 1名  
 副会長 2名以内  
 理事 3名以内  
 幹事 若干名  
 監事 2名以内

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)  
 第九条 役員は総会において選出する。  
 2) 顧問及び参与は理事会の議をへて会長が委嘱する。

(役員(の任務))  
 第十条 会長は本会を代表し、会務を統括する。  
 2) 副会長は会長を補佐し、会長が支障あるときはその任務を代行する  
 3) 理事は会務を掌理する  
 4) 監事は会計を監査し総会に報告する  
 5) 顧問及び参与は総会に出席し、意見を述べることができる

(理事及び委員の任期)  
 第十一条 理事及び委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

(理事会)  
 第十二条 理事会の構成は、会長・副会長・理事とし、幹事の中から事務局を選任する。理事会は、会長の召集により年1回以上開催し、次の事項を協議する。

(1) 本会の活動方針および事業報告・決算、役員候補選出、委員会運営、規約改正に関すること  
 (2) 総会に報告すべきこと  
 (3) その他必要と認めたこと  
 2) 上記の事項について審議する際は、本会の目的を達成するために志賀福祉会と総会の意向を十分に配慮する。  
 3) 理事会は、理事総数の過半数の出席を以って、成立要件とする。ただし、参加が困難な場合、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。この場合において、出席したものとみなす。

(委員会)  
 第十三条 本会の目的を達成し、事業を円滑に運営するために委員会を設けることができる。  
 2) 委員は会員のなかから会長が委嘱する  
 3) 委員会の構成は、役員・委員がある。  
 4) 委員会の中から会長が代表者を選出する。  
 5) 委員会活動において収益が発生するときや、その見込みがあるとき、又、仮払いや立替払いが必要なとき、委員会代表者は活動の前にあらかじめ会長または事務局と協議を図らなければならない。  
 6) 委員会代表者は、収益が発生したとき、適切に管理すると共に、管理状況を志賀福祉会に報告しなければならない。又、収益をすみやかに志賀福祉会後援会に帰属させる手続きをとらなければならない。

(総会)  
 第十四条 総会は年1回以上役員を以って開催し、次の事項を協議する。  
 (1) 収支決算の承認と、活動方針の決定。  
 (2) 理事会で付議された事項の決定  
 (3) その他必要と認めた事項  
 2) 総会は、後援会会員を代表する会長、副会長、理事、幹事総数の過半数の出席を以って、成立要件とする。ただし、役員は参加が困難な場合、委任状を以って出席とすることができる。

(会計)  
 第十五条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてるとし、会計年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までとする。

(設立年月日)  
 第十六条 設立年月日は平成10年3月21日とする。また、平成29年6月25日を以って、名称を近江舞子しょうぶ苑後援会から志賀福祉会後援会に変更する。